インドネシア共和国
商業省

MINISTRY OF TRADE

戦略物資・危険物の管理における貿易政策

発表者：
商業省
外国貿易総局
輸出入便宜局

貿易は経済成長と競争力、国民の豊かな生活の構築を促進する部門

Remarkable indonesia

外国貿易総局

発表の場:
Joint Industry Outreach Seminar on Export Control

ジャカルタ、2013年3月13日

概要

1 はじめに

2 戦略物資・危険物に関連する政府の政策

3 国の申告書

1.
はじめに

背景

- 工業製品製造工程において戦略物資と危険物の使用が増大している一方で、これらの物品の使用が人類及び生活環境に損失や危険を及ぼすことがあるという別の側面がある。

- 国際的公約として、インドネシアは危険物に対する規定に関連して幾つかの国際協定を既に批准している。

戦略物資

- 大量破壊兵器や通常兵器を製造するために使用することができる物品、原料又は技術のことであり、運搬手段（means of delivery）も含まれる。

- デュアルユースできる物品、原料又は技術（dual-use ）。

- 危険性・毒性のある物質又は原料
  （dangerous/hazardous）

危険性・毒性のある
物品・原料・技術・戦略の種類

- 軍需品（戦闘機、戦艦及び軍用車）
- 小型武器・小口径武器（SALW）
- 弾薬及び火薬（explosives）
- 化学物質及び前駆物質（chemicals & precursors）
- 生物病原体及び毒素（biopathogen & biological agents）
- 核物質及び放射性物質（nuclear & radioactives）
- 危険物（B3）

戦略物資・危険物・毒物に対する国際的規制

- 管理（control）– 輸出管理体制（export control regime）
- 移転（transfer）
- 仲介（brokering）
- 予防（prevention）– 核兵器不拡散条約、国連1540決議
- 禁止（prohibition）–化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約

輸出管理

- 物品、機器、ソフトウェア、大学内外の研究結果及び技術に対する輸出入管理を行うための国家政策は、慎重に扱うべきものである。

この土台となる検討事項には、国家利益（national interest）、外交政策（foreign policy objectives）、世界平和（world peace）、地域の安定（regional stability）、人権（human rights considerations）及びテロの脅威（international terrorism）などがある。

輸出管理体制

- オーストラリア・グループ（化学兵器・生物兵器）
- 原子力供給国グループ（核）
- ザンガー委員会（核）
- ミサイル技術管理レジーム（ミサイル）
- ワッセナー・アレンジメント（通常兵器/デュアルユース品）

オーストラリア・グループ参加国

1. アルゼンチン (1993)
2. **大韓民国**(1996)
3. オーストラリア (1985)
4. ラトビア (2004)
5. オーストリア (1989)
6. リトアニア (2004)
7. ベルギー (1985)
8. ルクセンブルク (1985)
9. ブルガリア(2001)
10. マルタ (2004)
11. カナダ (1985)
12. オランダ (1985)
13. クロアチア (2007)
14. ニュージーランド (1985)
15. キプロス共和国 (2000)
16. ノルウェイ (1986)
17. チェコ共和国(1994)
18. ポーランド (1994)
19. デンマーク (1985)
20. ポルトガル (1985)
21. エストニア (2004)
22. ルーマニア (1995)
23. 欧州委員会 (1985)
24. スロバキア共和国 (1994)
25. フィンランド (1991)
26. スロベニア (2004)
27. フランス (1985)
28. スペイン (1985)
29. ドイツ (1985)
30. スウェーデン (1991)
31. ギリシャ (1985)
32. スイス (1987)
33. ハンガリー (1993)
34. トルコ共和国(2000)
35. アイスランド (1993)
36. ウクライナ (2005)
37. アイルランド (1985)
38. 英国(1985)
39. イタリア (1985)
40. アメリカ合衆国(1985)
41. **日本** (1985)

原子力供給国グループ

1. アルゼンチン
2. オーストラリア
3. オーストリア
4. ベラルーシ
5. ベルギー
6. ブラジル
7. ブルガリア
8. カナダ
9. **中国**
10. クロアチア
11. キプロス
12. チェコ共和国
13. デンマーク
14. エストニア
15. フィンランド
16. フランス
17. ドイツ
18. ギリシャ
19. ハンガリー
20. アイスランド
21. アイルランド
22. イタリア
23. **日本**
24. カザフスタン
25. **大韓民国**
26. ラトビア
27. リトアニア
28. ルクセンブルク
29. マルタ
30. オランダ
31. ニュージーランド
32. ノルウェー
33. ポーランド
34. ポルトガル
35. ルーマニア
36. ロシア連邦
37. スロバキア
38. スロベニア
39. 南アフリカ
40. スペイン
41. スウェーデン
42. スイス
43. トルコ
44. ウクライナ
45. 英国
46. アメリカ合衆国

ザンガー委員会参加国

1. アルゼンチン
2. オーストラリア
3. オーストリア
4. ベラルーシ (2010年11月)
5. ベルギー
6. ブルガリア
7. カナダ
8. **中国**
9. クロアチア
10. チェコ共和国
11. デンマーク
12. フィンランド
13. フランス
14. ドイツ
15. ギリシャ
16. ハンガリー
17. アイルランド
18. イタリア
19. **日本**
20. カザフスタン
21. **大韓民国**
22. ルクセンブルク
23. オランダ
24. ノルウェー
25. ポーランド
26. ポルトガル
27. ルーマニア
28. ロシア連邦
29. スロバキア
30. スロベニア
31. 南アフリカ
32. スペイン
33. スウェーデン
34. スイス
35. トルコ
36. ウクライナ
37. 英国
38. アメリカ合衆国

ミサイル技術管理レジーム（ミサイル）

1. アルゼンチン	(1993)	**18.日本**	(1987)
2. オーストラリア	(1990)	19.ルクセンブルク	(1990)
3. オーストリア	(1991)	20.オランダ	(1990)
4. ベルギー	(1990)	21.ニュージーランド	(1991)
5. ブルガリア	(2004)	22.ノルウェイ	(1990)
6. ブラジル	(1995)	23.ポーランド	(1998)
7. カナダ	(1987)	24.ポルトガル	(1992)
8. チェコ共和国	(1998)	**25.大韓民国**	(2001)
9. デンマーク	(1990)	26.ロシア連邦	(1995)
10.フィンランド	(1991)	27.南アフリカ	(1995)
11.フランス	(1987)	28.スペイン	(1990)
12.ドイツ	(1987)	29.スウェーデン	(1991)
13.ギリシャ	(1992)	30.スイス	(1992)
14.ハンガリー	(1993)	31.トルコ	(1997)
15.アイスランド	(1993)	32.ウクライナ	(1998)
16.アイルランド	(1992)	33.英国	(1987)
17.イタリア	(1987)	34.アメリカ合衆国	(1987)

ワッセナー・アレンジメント参加国

1. アルゼンチン
2. オーストラリア
3. オーストリア
4. ベルギー
5. ブルガリア
6. カナダ
7. チェコ共和国
8. デンマーク
9. フィンランド
10.フランス
11.ドイツ
12.ギリシャ
13.ハンガリー共和国
14.アイルランド
15.イタリア
16.日本
17.大韓民国
18.ルクセンブルク
19.オランダ
20.ニュージーランド
21.ノルウェイ
22.ポーランド
23.ポルトガル
24.ルーマニア
25.ロシア連邦
26.スロバキア共和国
27.スペイン
28.スウェーデン
29.スイス
30.トルコ
31.ウクライナ
32.英国
33.アメリカ合衆国

構造：輸出規制品目分類番号（ECCN）

ECCN	カテゴリーグループ	製品グループ	管理のタイプ
5D992	5 = 電気通信	D = ソフトウェア	992 = テロ対策
2B004	2 = 原料処理	B = 生産設備	004 = 国家安全保障 & テロ対策
5D991	5 = 電気通信	D = ソフトウェア	991 = テロ対策
3B991	3 = エレクトロニクス	B = 生産設備	991 = テロ対策

カテゴリーグループ	製品グループ	管理のタイプ
0 = 核/種々の品目	A = システム、設備、部品	000 thru 099 = 国家安全保障 (WA)
1 = 材料	B = 生産設備	100 thru 199 = ミサイル技術 (MTCR)
2 = 材料加工	C = 材料	200 thru 299 = 核兵器拡散 (NSG)
3 = エレクトロニクス	D = ソフトウェア	300 thru 399 = 化学/生物 (AG)
4 = コンピューター	E = 技術	400 thru 499 = 化学兵器禁止条約
5 = 通信		500 thru 599 = Reserved
6 = センサー及びレーザー		600 thru 699 = Reserved
7 = 航法・航空電子		700 thru 799 = Reserved
8 = 海洋		800 thru 899 = Reserved
9 = ジェット推進		900 thru 999 = 一方的外交政策
		980 thru 989 = 不足物資又は犯罪防止
		990 thru 999 = テロ対策又は国際連合

2.
戦略物資・危険物の管理に関連する政府の政策

外国貿易一般政策

インドネシアの外国貿易政策は、以下を目的とする。

1. より貢献的な事業環境を開発する。
2. 輸出促進と輸入の管理。
3. 透明性の保証。
4. 輸出品の品質を向上させる。
5. 実績とグッド・ガヴァナンスを向上させる。

商業大臣規定
第13/M-DAG/PER/3/2012号

- **物品の分類:**

  1. 自由輸出品

  輸出が規制又は禁止されている物品以外の全ての種類の物品。

  2. 輸出規制品

  国家安全又は公共利益を保護する。生物の健康又は環境衛生を保護する。国際条約又は国際協定がある。国内市場における供給が限られている、もしくは効果的な保護のため。輸出目的国における市場能力の限界。加工産業に必要とされる原料の供給が限られている。

  3. 輸出禁止品

  社会・文化・社会道徳も含めた国家安全又は公共利益を脅かす。知的財産権を保護する。人類の暮らしと健康を保護する。環境・生態系を破壊する。国際条約に基づく。

商業大臣規定
第13/M-DAG/PER/3/2012号

- 輸出規制品の輸出は、以下の条件を満たしていなければならない。
  1. 登録輸出業者としての認定
  2. 輸出承認
  3. サーベイヤー報告書
  4. 原産地証明書
  5. 法規で条件付けられているその他の書類
- 商業大臣規定第13/M-DAG/PER/3/2012号は、2012年3月19日に発行されてから4ヵ月後から発効。

輸出品の分類

商業大臣規定第. 13/M-DAG/PER/3/2012号
（輸出部門における一般規定）

I..輸出規制

1. 生きている牛と同種の動物、即ち種畜牛、非種畜牛、水牛
2. ナポレオンフィッシュの幼魚、ナポレオンフィッシュ、サバヒーの稚魚
3. アブラヤシの核
4. ウェットブルーの形状のワニ皮
5. 米
6. 野生動物・野生植物（ワシントン条約付属書II）
7. コーヒー
8. 林産物
9. ツバメの巣
10. 尿素
11. 石油・天然ガス
12. 純金・銀
13. 鉄/スチールのスクラップ（バタム島地域原産のもの）
14. ステンレス、銅、真鍮、アルミニウムのスクラップ

II.輸出禁止

1. アロワナの幼魚、オオウナギの稚魚、クラウンローチの種類の鑑賞魚、オニテナガエビ、クルマエビ科のエビ
2. SNI（インドネシア国家規格）のない天然ゴム
3. 爬虫類の生皮、ピックル、ウェットブルー
4. 木材又は板材からできた汽車のレールの枕木
5. 丸太/木屑原料
6. 保護されている野生動物・野生植物（ワシントン条約付属書I及びIIIに含まれる）
7. 籐
8. アンティーク品
9. 砂（海及び陸、土、表土）
10. 錫鉱石
11. チップ原料
12. 宝石
13. 鉄/スチールのスクラップ、バタム島原産以外

III. 自由輸出

輸出規制品及び輸出禁止品に含まれない全ての種類の物品

輸出規定に関する継続処置規定

商業大臣規定2012年3月19日付第13/M-DAG/PER/3/2012号に定められている輸出規制品及び輸出禁止品の各種類の輸出規定には以下等がある。

1. 輸出禁止品に関する商業大臣規定第44/M-DAG/PER/7/2012 号;
2. 金属残渣とスクラップの輸出規定に関する商業大臣規定第45/M-DAG/PER/7/2012号;
3. 銀及び金の輸出規定に関する商業大臣規定第46/M-DAG/PER/7/2012 号;
4. 非薬物前駆物質の輸出規定に関する商業大臣規定第47/M-DAG/PER/7/2012 号;
5. 中華人民共和国へのツバメの巣の輸出規定に関する商業大臣規定第51/M-DAG/PER/7/2012 号;
6. 非補助金尿素の輸出に関する商業大臣規定第48/M-DAG/PER/7/2012 号.
7. 鉱業製品の輸出規定に関する商業大臣規定第29/M-DAG/PER/5/2012 号;
8. 鉱業製品の輸出規定に関する商業大臣規定第29/M-DAG/PER/5/2012 号の改正に関する商業大臣規定第52/M-DAG/PER/8/2012 号;
9. 林業製品の輸出規定に関する商業大臣規定第64/M-DAG/PER/10/2012 号.

輸入部門における政策作成メカニズム

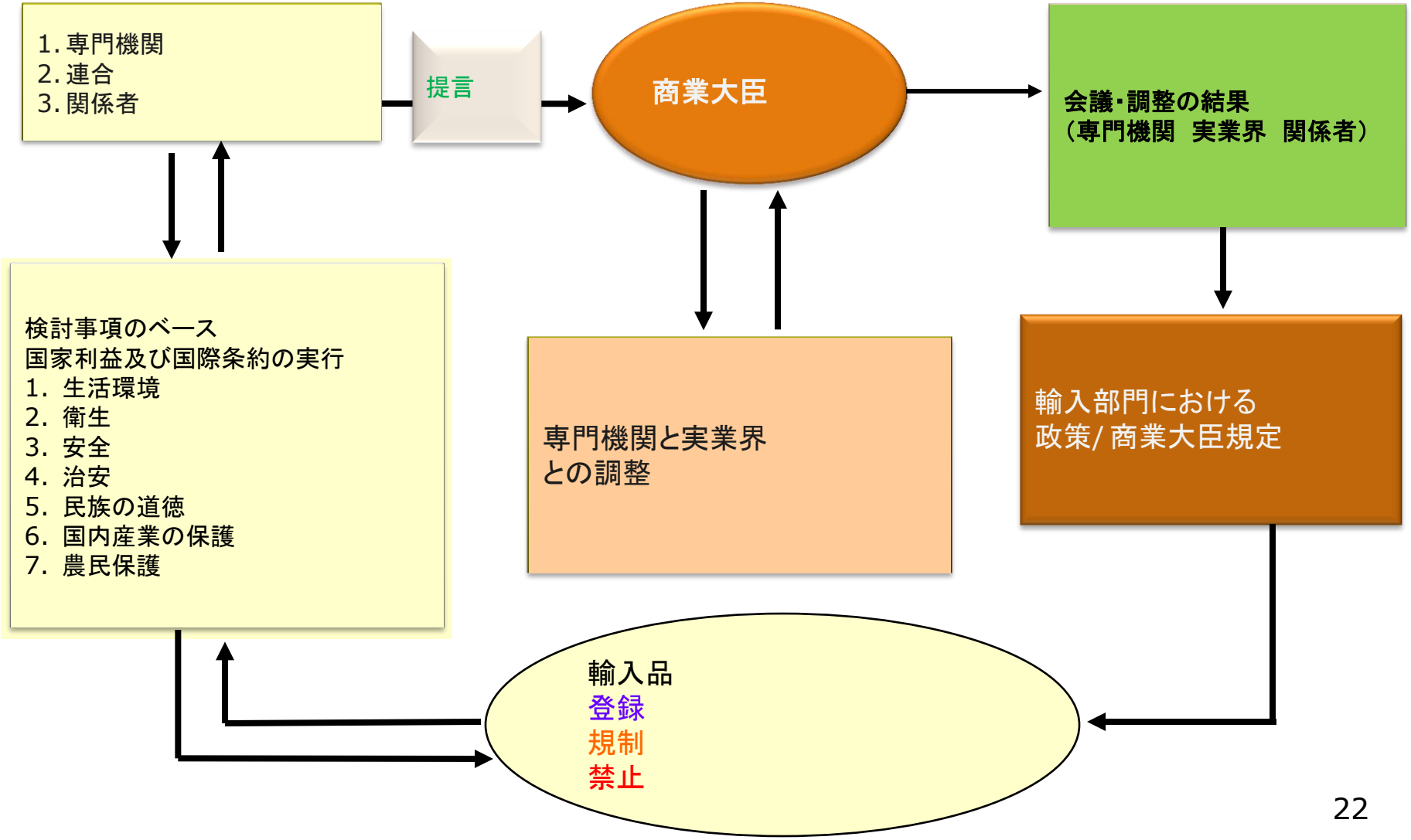

輸入品区分

自由輸入

輸入規制・禁止の分類に含まれない全ての種類の物品

輸入登録

1. 特別輸入業者番号(NPIK)
2. 特定製品登録輸入業者(IT)
   - エレクトロニクス
   - 既製服
   - 子供の玩具
   - 履物
   - 食品・飲料
3. 鉄・スチール生産輸入業者・登録輸入業者

輸入規制

1. 砂糖
2. 米
3. 塩
4. 丁子
5. ニトロセルロース (NC)
6. 特定の危険物
7. 前駆物質
8. 潤滑油
9. 光学ディスク
10. 繊維・繊維製品
11. 陶器
12. オゾン層破壊物質(HCFC及び臭化メチル)
13. ダイヤモンドの原石
14. アルコール飲料
15. プラスチック
15. 爆発物
16. サッカリン
17. エチレン
18. シクラマート
19. 手動工具
20. カラーコピー
21. 中古資本材
22. LPGガスボンベ 3 kg
23. 臭化メチル
24. 非危険物毒物の廃棄物
25. 鉄又はスチール
26. 特定製品登録輸入業者
27. 補助金付き肥料
28. 板ガラス
29. 石油・天然ガス

輸入禁止

1. 中古品
2. インドネシア語・地方語の印刷物
3. 二臭化エチレン/EDB
4. 危険物毒物廃棄物
5. 布切れ、新品・中古
6. ハロゲンと塩を含有するハロゲン化、スルホ酸塩、硝酸塩の派生物
7. 向精神薬
8. 麻薬
9. 化学兵器原料

戦略物資と危険物の管理に関連するインドネシア政府の政策

- 法律2009年第35号—麻薬
- 法律2008年第9号—化学兵器としての化学原料の使用禁止
- 法律2012年第16号—防衛産業
- 法律2006年第17号—通関
- 法律2003年第15号—テロ対策
- 法律1997年第５号—向精神薬
- 法律1997年第10号—核エネルギー
- インドネシア共和国大統領決定1999年第125号—爆発物
- インドネシア共和国大統領令1976年第9号銃器の管理・統制

危険物・戦略物資輸出入管理政策の基本

- 健康、安全、治安、環境及び民族道徳に危険を及ぼす可能性がある場合及び、国際条約がある場合には、輸出取引の方法が規定される。
- 上記の物品の輸出及び輸入は、登録輸出業者（ET）及び登録輸入業者（IT）という政府の承認を得ている会社のみが行うことができる。
- 危険物の輸出及び輸入に対しては、物品の種類と書類の信憑性を保証するために、商業大臣が指名するサーベイヤーによる技術検証・追跡調査が行われなければならない。

輸出入が規制される物品

I. 爆発物

爆発物の輸入

- 大統領決定第125/2000号
- （商工大臣決定第230/MPP/Kep/7/1997号）
- 防衛大臣規定第２２/２００６号

II. 化学物質

-輸出

- 前駆物質（非薬剤前駆物質の輸出規定に関する商業大臣規定第47/M-DAG/PER/7/2012号）

-輸入

- 戦略物資及び危険物の供給、流通、管理に関する商業大臣規定第44/M-DAG/PER/9/2009号の改正に関する商業大臣規定第23/M-DAG/PER/9/2011号
- オゾン層破壊物質の輸入規定に関する商業大臣規定第24/M-DAG/PER/6/2006号の改正である商業大臣規定第38/M-DAG/PER/10/2010号
- ニトロセルロース（第418/MPP/Kep/6/2003号）
- 前駆物質（第647/MPP/Kep/10/2004号）
- 特定の危険物（第254/MPP/Kep/7/2000号）
- 薬剤・非薬剤前駆物質（商工大臣決定2004年第647号及び保健大臣規定第168/Menkes/Per/II/200号）

戦略物資及び危険物の供給、流通、管理に関する商業大臣規定第44/M-DAG/PER/9/2009号の改正に関する商業大臣規定第23/M-DAG/PER/9/2011号

- 危険物製造輸入業者及び危険物登録輸入業者による危険物の輸入は全て、以下の目的港を経由した場合にのみ行うことができる。
  a. 海港：メダンのブラワン、ジャカルタのタンジュン・プリオク、スマランのタンジュン・ウマス、スラバヤのタンジュン・ペラック、マカッサルのスカルノ・ハッタ。及び（又は）、
  b. 全ての国際空港。
- 危険物製造輸入業者及び危険物登録輸入業者による危険物の輸入には全て、船積み前に荷積港の国のサーベイヤーによる輸入技術検証又は追加調査が行われなければならない。

前駆物質輸出承認の発行権限

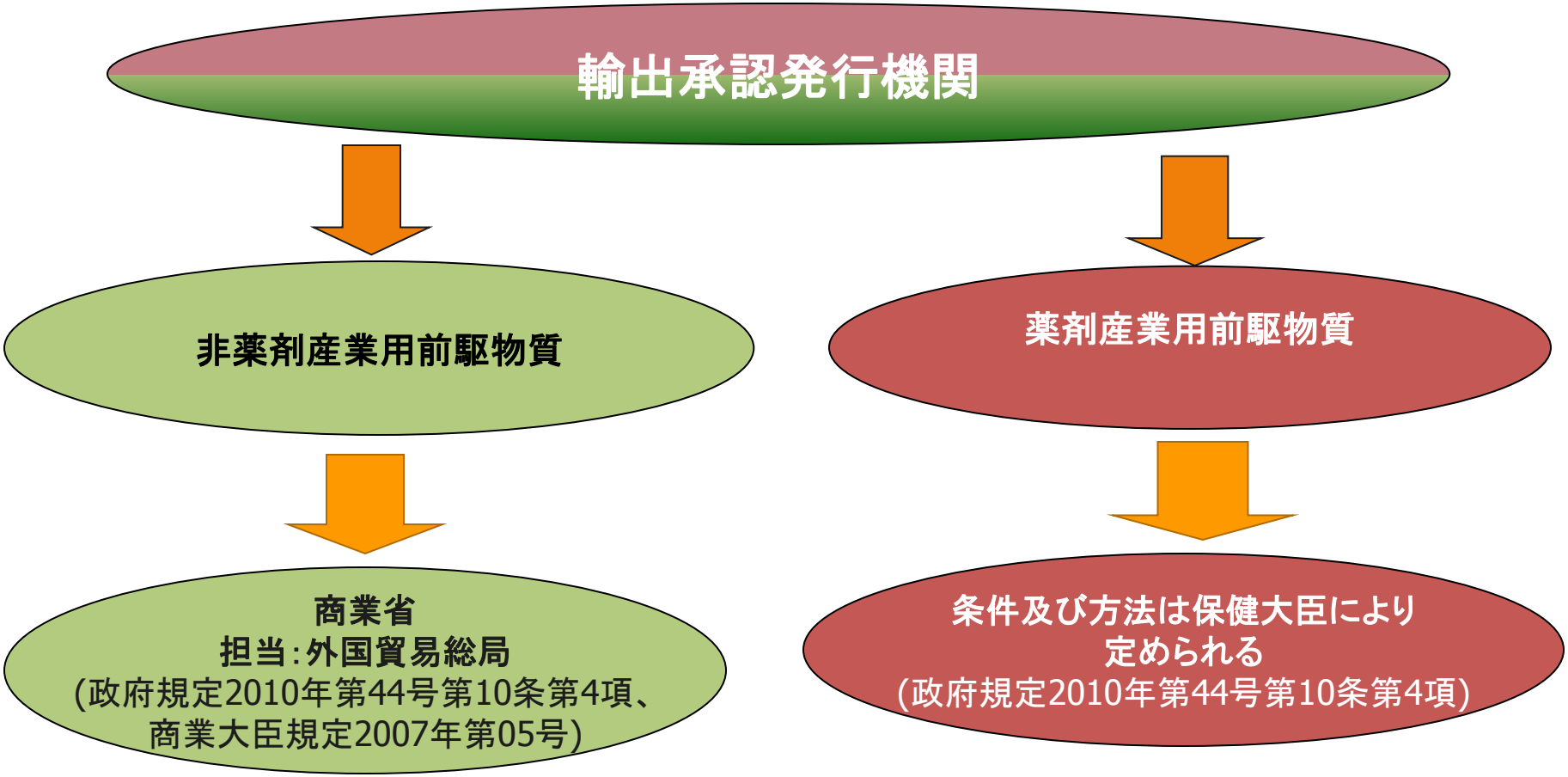

前駆物質の輸入・輸出手順

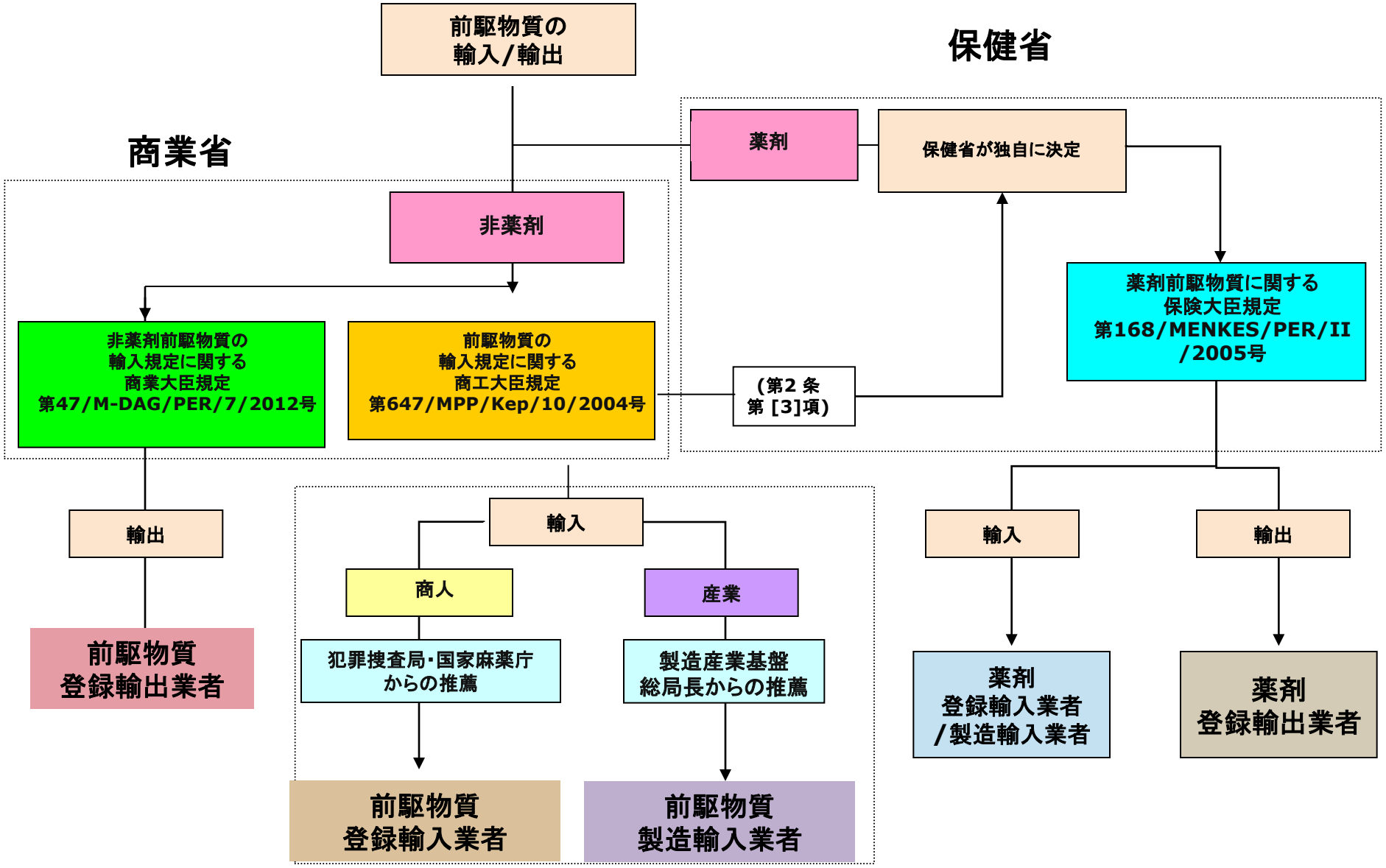

前駆物質輸出手順

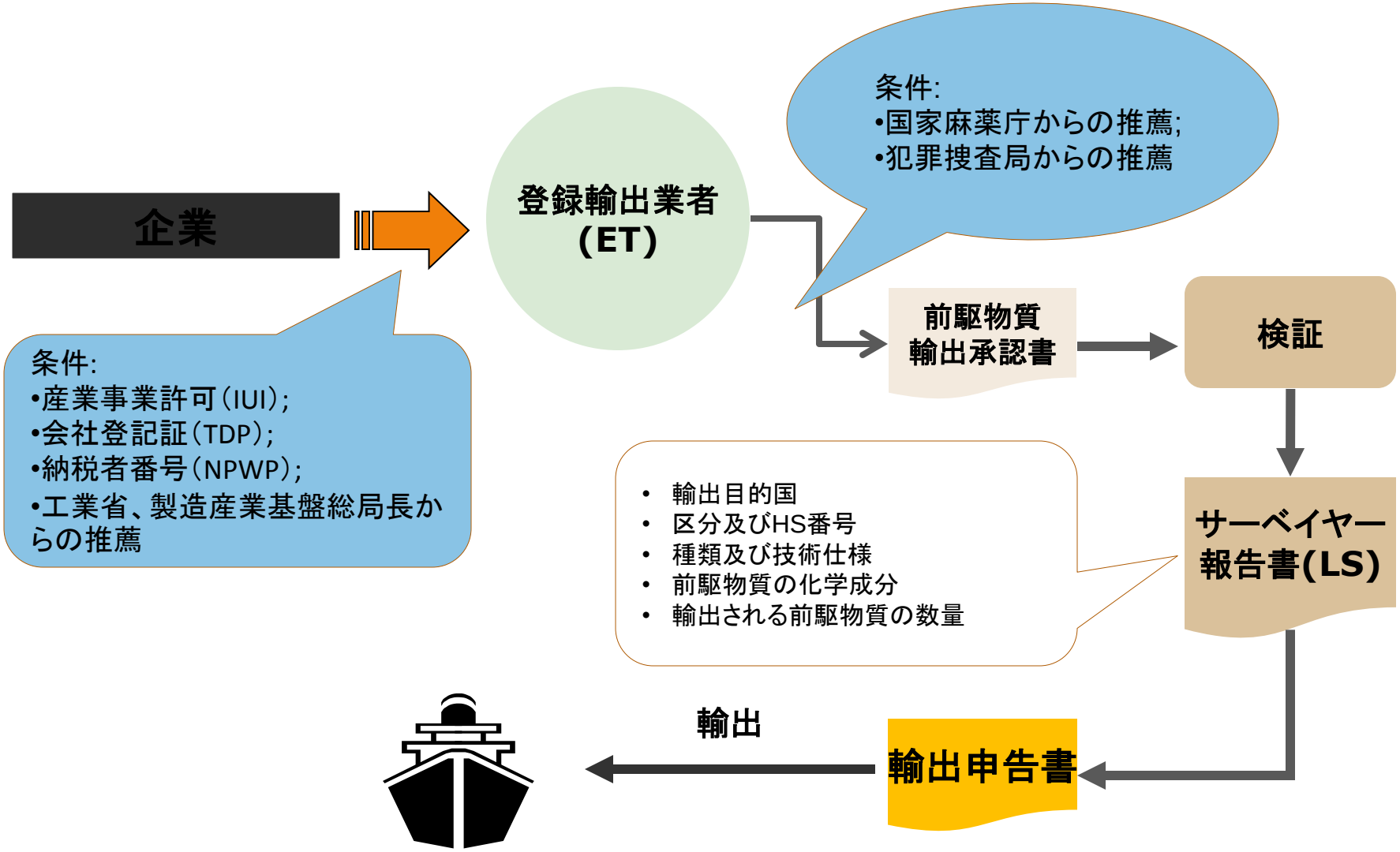
企業
条件:
•産業事業許可(IUI);
•会社登記証(TDP);
•納税者番号(NPWP);
•工業省、製造産業基盤総局長からの推薦
登録輸出業者
(ET)
条件:
•国家麻薬庁からの推薦;
•犯罪捜査局からの推薦
前駆物質
輸出承認書
検証
サーベイヤー
報告書(LS)
• 輸出目的国
• 区分及びHS番号
• 種類及び技術仕様
• 前駆物質の化学成分
• 輸出される前駆物質の数量
輸出申告書
輸出

許可の種類

- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（非臭化メチル）製造輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（臭化メチル）製造輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（非臭化メチル）登録輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（臭化メチル）登録輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（非臭化メチル）輸入承認の発行
- 外国貿易総局からのオゾン層破壊物質（臭化メチル）輸入承認の発行
- 外国貿易総局からのニトロセルロース製造輸入業者としての指名
- 外国貿易総局からのニトロセルロース登録輸入業者としての指名
- 外国貿易総局からのニトロセルロース輸入の承認
- 外国貿易総局からの危険物製造輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からの危険物登録輸入業者としての指名
- 外国貿易総局からの危険物輸入の承認
- 外国貿易総局からの前駆物質製造輸入業者としての認定
- 外国貿易総局からの前駆物質登録輸入業者としての指名
- 外国貿易総局からの前駆物質輸入の承認
- 外国貿易総局からの前駆物質登録輸出業者としての認定
- 外国貿易総局からの前駆物質輸出の承認

III. 軍需品

SS3 (Indonesia)
OC 14 Groza (Rusia)
SAR 21 (Singapura)
Steyr AUG (Austria)
SA 80 (Inggris)
Tavor 21 (Israel)
QBZ 95 (RRC)
FN F2000 (Belgia)
Kel Tec RFB (USA)
FAMAS (Prancis)

軍需品の輸出入政策

- 防衛産業に関する法律2012年第16号の規定に則り、武器の輸出及び輸入許可には、「最終使用者証明書」、目的国情報文書、ドキュメントレター（画像）及び輸出申告書を添え、防衛省に提出しなければならない。
- 　防衛大臣からの輸出・輸入許可は、戦略情報庁からの「セキュリティ証明」を取得した後に与えられる。
- 通常兵器については、防衛大臣からの推薦、戦略情報庁及びインドネシア国家警察長官からの安全保証。

3.
国の申告書

国の申告書

- 化学兵器禁止条約第8節第6条、化学兵器禁止条約検証付属書第6、7、8、9部、第1回再検討会議2003年5月9日に出された政治宣言に則り、当事者である各国は、化学兵器禁止機関運用事務局に年次報告書（年次申告書）を提出することが求められる。

- 商業省輸出入便宜局が輸出入国の申告書作成のコーディネーターの役割を担う。

- **インドネシアは既に2005年より**、化学兵器禁止機関に、危険物第3リスト（トリエタノールアミン、メチルジエタノールアミン、三塩化りん）の輸入実績を報告している。

化学兵器禁止条約に関連する化学物質リスト

- 化学物質第1リストとは、非常に毒性・致死性が高い化学物質であり、化学兵器としてのみ開発、生産、使用される。
  例：サリン、タブン、VXなど。

- 化学物質第2リストとは、化学兵器製造のための鍵化学物質（前駆物質）であるが、商業用としての用途も持ち合わせている。
  例: アミトン、三塩化ひ素、チオジグリコールなど。
- 化学物質第3リストとは、化学兵器として生産することができる化学物質（前駆物質）であるが、商業用に利用することができる。

  例: ポスゲン、HCN, 二塩化硫黄、EDEA、MDEA、TEAなど。

化学物質リストの輸入量まとめ

2009年

番号	物質名	原産国	数量	単位
1	トリエタノールアミン（TEA)	日本	178.25	トン
		マレーシア	160.89	トン
		メキシコ	36.8	トン
		米国	18.4	トン
		ドイツ	10.81	トン
		香港	0.929	トン
		イタリア	0.8	トン
		台湾	0.44	トン
		インド	0.125	トン
		オーストラリア	0.006	トン
		小計	**407.45**	トン
2	メチルジエタノールアミン（MDEA)	ドイツ	700.884	トン
		日本	102.17	トン
		米国	74.55	トン
		中国	47.652	トン
		香港	43.39	トン
		インド	35.967	トン
		マレーシア	28.99	トン
		スウェーデン	24	トン
		ロシア	21	トン
		韓国	14.376	トン
		イタリア	1.049	トン
		スイス	0.901	トン
		タイ	0.1	トン
		小計	**1095.029**	トン
3	塩化ホスホリル	インド	64	トン
		小計	**64**	トン
		合計	**1566.479**	トン

出典：輸入局、税関総局、医薬品食品監督庁

危険物・戦略的物資の輸出・輸入管理における障害

- インドネシアは多くのエントリーポイントを有する島嶼国家である。
- 化学物質の使用と化学兵器としての化学物質の使用禁止に関する法律2008年第9号の施行規則を直ちに発行する必要がある。
- 本法律の施行に対して権限と責任を持つ国家当局を直ちに定める必要がある。

ありがとうございました

商業省
外国貿易総局
輸出入便宜局
電話:021- 3450071
www.kemendag.go.id